介 護 員 養 成 研 修 重 要 事 項 説 明 書

１　研修事業者概要　　作成日　令和６年12月１日

(1)事業者名	社会福祉法人　神戸福生会	
(2)代表者名	理事長　大和田　理紗	
(3)所在地	神戸市兵庫区里山町１－４８	
(4)事業者指定県民局	兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課 （TEL 078-341-7711）	
(5)事業者指定年月日	平成31年　2月 19 日	
(6)事業者指定番号	第 19106 号	
(7)基本財産・資本金	4,874,001,226円	
(8)主な出損者・出資者とその金額		
(9)他の主な事業	特別養護老人ホーム・ケアハウス・短期入所生活介護・通所介護・訪問介護・小規模多機能型居宅介護・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等	
(10)主務官庁(公益法人の場合)	神戸市総務部監査指導課（TEL 078-322-6241）	
(11)介護員養成研修事業を開始した年月日	平成27年４月２日	
(12)過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績	初任者：　26講座　184人 生活援助：　講座　人 基礎：　講座　人 １級：　講座　人 ２級：　講座　人 ３級：　講座　人	直近の講座開設日 令和６年10月２日 年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日

２　研修の概要

(1)研修事業名	神戸福生会　介護職員養成講座（通学）	
(2)研修の課程	介護職員初任者研修課程	
(3)通信、通学の別	通学	
(4)事業指定県民局	兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課（TEL 078-341-7711）	
(5)事業指定番号	第19106号	
(6)定員及び開講必要人数	定員　14人（　5人以上で開講　）	
(7)受講資格	・介護員として従事している者、また従事しようとしている者で当法人が適当と認めるもの ・受講に支障のない心身ともに健康であるもの	
(8)研修の実施場所及び時間	講義・演習	場所:神戸市長田区北町３丁目３ 高齢者ケアセンターながた会議室（130時間）
	実習	場所：　無　（　時間）
(9)研修実施期間	令和７年４月９日～令和７年９月24日	

(10)補講の可否・条件等	研修の一部を欠席（研修時間数の概ね１割以内）した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、当該研修期間内に補講を行う。
(11)修了評価の時期	令和７年９月 24 日
(12)修了評価が評価基準に満たない場合の補講・再評価	補講の日程等　　令和７年９月 24 日（1 時間） 再評価　　令和７年９月 24 日

３　研修が実施できなくなった場合、替わりの研修を実施する事業者

(1)事業者名	社会福祉法人　協同の苑	
(2)代表者名	理事長　多村　孝子	
(3)所在地	神戸市東灘区向洋町中３丁目１－２	
(4)基本財産・資本金	０　円	
(5)主な出損者・出資者とその金額		
(6)他の主な事業	１、介護老人福祉施設　２、短期入所生活介護 ３、通所介護　４、小規模多機能型居宅介護 ５、訪問介護　６、地域包括支援センター ７、居宅介護支援事業　８、ケアハウス ９、生活介護事業所　１０、就労継続支援Ｂ型 １１、共同生活援助事業	
(7)主務官庁(公益法人の場合)	兵庫県　健康福祉部　社会福祉科　法人指導室	
(8)介護員養成研修事業を開始した年月日	平成１５年　7月　１５日	
(9)過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績	初任者：　10 講座　159 人 生活援助：　講座　　人 基礎：　講座　　人 １級：　講座　　人 ２級：　9 講座 176 人 ３級：　講座　　人	直近の講座開設日 令和５年 9 月 4 日 平成　年　月　日 平成　年　月　日 平成　年　月　日 平成 24 年 10 月 29 日
(10)過去に他都道府県で実施した介護員養成研修の実績	（実施地域：　　） 初任者：　講座　　人 生活援助：　講座　　人 基礎：　講座　　人 １級：　講座　　人 ２級：　講座　　人 ３級：　講座　　人	直近の講座開設日 年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日
(11)研修事業の実施が困難になった時、協力事業者が新たに受講料を徴収する場合の上限額　※５	25,000 円	

４　受講料

(1)受講料の支払方法	支払方法	現金で前払い
	支払期日	開講初日７日前まで
(2)受講料の額	50,000 円（税込）	
(3)教材費	5,500 円（税込）	
(4)その他必要な費用	・交通費（研修先までの実費） ・補講料として、１時間につき 1,000 円（税込） を別途負担していただきます。	
(5)消費税	税込	
(6)合計	55,500 円	

５　解約条件等

(1)利用者からの解約の場合	研修開始の　　７日前までの解約　解約料　　0% 研修開始の　６日～1 日前までの解約　解約料　20% 研修開始後　　解約料　100% ※テキストの返品は不可
(2)事業者からの解約の場合	（解約する場合） ・　学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 ・　事業所の指示に従わない者 ・　講義・演習等の進行を妨げるなど、秩序を乱す者 ・　やむを得ず定められた講習期間内に全ての科目修了できなかったとき ・　その他事業所が不適当とみなした者
	（受講者への返金条件） 当法人の都合により講座を中止した場合

６　苦情・相談窓口

(1)担当部署名	社会福祉法人　神戸福生会　法人本部
(2)担当者名	山内　賢治
(3)連絡先 電話番号 FAX 番号 E ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	神戸市兵庫区里山町 1-４８ 078-612-3335 078-612-3337 yamauchi.k@kobe-fukuseikai.com

添付書類：１　カリキュラム表
２　担当講師一覧
３　実習施設一覧

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　　説明年月日　　令和　　年　　月　　日

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿